

8.2 避難計画の策定

大規模災害後の港湾機能を維持継続するために、衣浦港および三河港で働く堤外地の労働者(緑地利用者や来訪者等も含む)の安全確保が重要となる。そのため、津波、高潮に対して堤外地から迅速かつ的確に避難できる避難計画を地元市町と連携して策定する。

◆避難の前提条件

- ①対象災害は、愛知県で検討されている地震・津波ケース2(最大クラスの地震・津波)および高潮ケース2(減災レベルの高潮)とする。
- ②避難が必要な地域では、その浸水域外に徒歩で避難することを前提とする。ただし、浸水域外まで避難が困難な地域では、既存の避難場所・津波避難ビル等に避難する。

◆避難所および避難ルートの検討

避難可能時間と歩行速度から避難可能距離を算定し、津波および高潮到達までに避難目標地点や避難場所等までの避難可能範囲を設定する。

◆避難困難者数および避難困難地域の検討

港湾および臨海部の労働者(来訪者および緑地利用者を含む)を推計し、各避難場所に収容可能か確認する。また、予想される到達時間内に避難できない地域(避難困難地域)を設定し、避難困難者数を推定する。

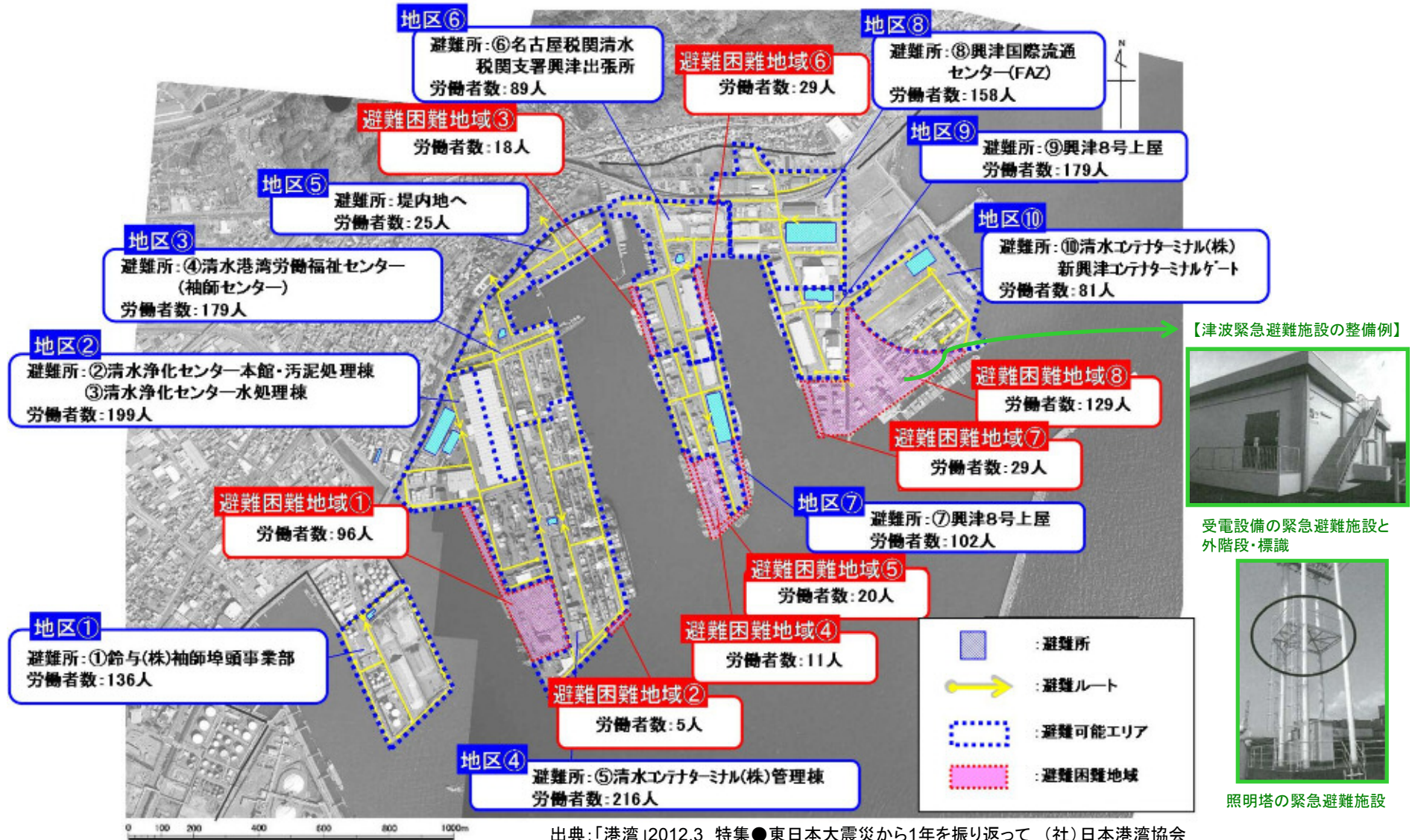
◆避難対策の検討

避難困難者を含め全ての避難対象者が、津波および高潮から円滑に避難するための手段を検討する。

8. 検討方法

8.2 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定例



8. 検討方法

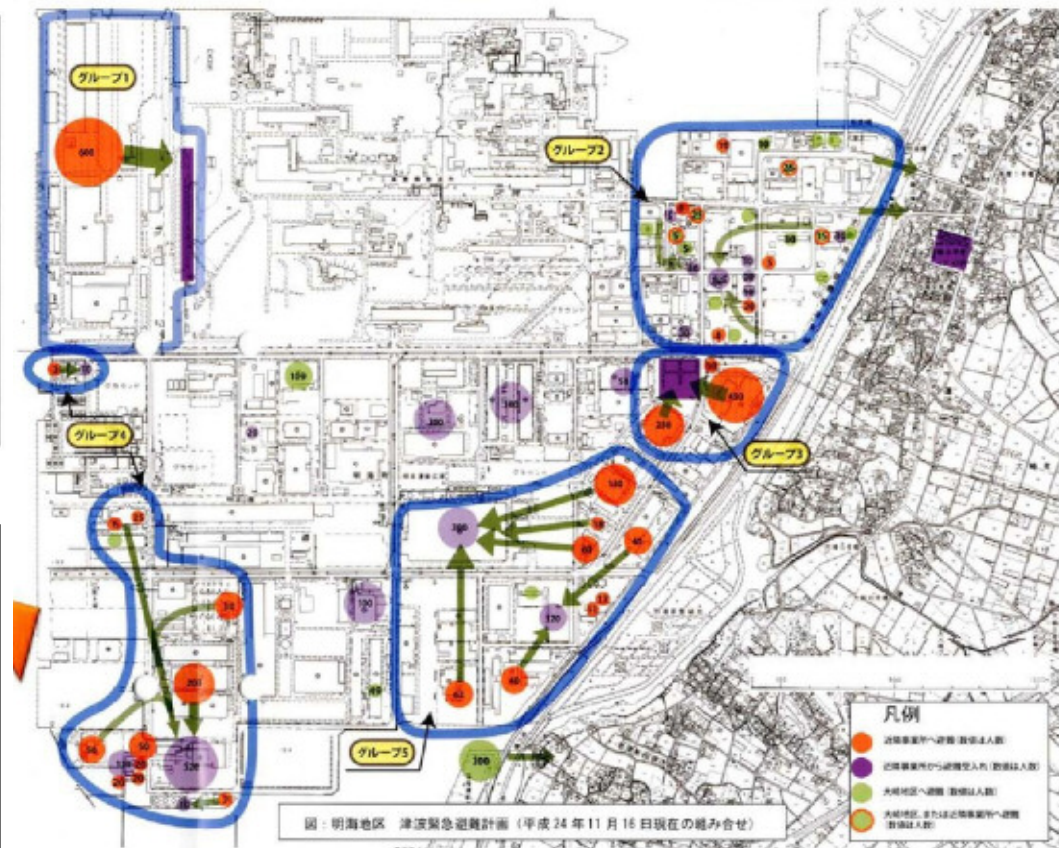
8.2 避難計画の策定

(2) 避難計画の策定例

【三河港明海地区 津波緊急避難計画】



被災時に懸念される障害



明海地区 津波緊急避難計画

- 【概要】
- ①この津波緊急避難とは、津波による浸水が継続する数時間、従業員の安全を確保することを意味することとする。
 - ②この計画には、自社で収容しきれない従業者を近隣の事業所などで収容する「事業所間相互協力の計画」が示されている。
 - ③避難に際しては、液状化による道路破壊、明海地区入口等交差点における交通マヒ等为了避免のため車両は使用せず、“**徒歩**”とし、近隣の事業所、地区内の高台等へ避難する。

出典：「明海地区事業継続計画(BCP)の構築に向けて
明海地区内事業所が協働する津波緊急避難計画と避難訓練」
(明海地区防災連絡協議会、平成24年11月)

8.4 ボトルネックの総点検

(1)ハード（港湾施設）におけるボトルネックの抽出イメージ

被害想定結果を踏まえ、復旧目標の達成に対して、現状の衣浦港、三河港が抱える課題を抽出する。



(2) ソフト面におけるボトルネックの抽出イメージ

